

2021年1月14日

NPO 法人若者と家族のライフプランを考える会（LPW）

「緊急事態宣言」期間中の就労継続支援事業の対応について

新型コロナウイルスの感染拡大のため1月14日より、京都府も緊急事態宣言の対象に追加されました。（期間は2月7日まで） LPWでは福祉事業である就労継続支援事業を厚生労働省による「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」により十分な感染防止対策を行った上で利用者の方に必要なプログラムを継続して提供いたします。ひきこもり等社会的孤立を防ぐ上で必要な京都府、京都市によるひきこもり支援事業も継続して行います。

当面の間通常プログラムの停止はせず、各利用者さんのご都合に応じた在宅ワークとも並行しながら活動を続けていきたいと思っております。（事務所内では24時間換気扇を作動し、東西の窓からの換気を定期的に行います。またアート、音楽活動のスペースにはパーティション設置、70パーセント以上のアルコールによる消毒を行っています）。

※ 外部の方へのオープンイベント、見学を緊急事態宣言中は中止させていただきます。
（Zoom等、オンライン・イベントを除く）

※ たとえ無症状でも、誰もが感染している可能性があります。

「感染しない、感染させない」ために、事務所内では以下のルールを守って頂きます。

- ① 来所の日時はあらかじめスタッフと決めておいてください。
（事務所内が混雑して密にならないよう必ず約束の日時を守ってください）
- ② 事務所にはマスク着用でお入りください。
- ③ 来所されたらまず検温・手洗いをお願いします。
- ④ 飛沫感染のリスクがありますので事務所内での飲食は当面控えてください。

※ 当事業所内で新型コロナウイルス感染陽性者が出た場合は一定期間休業を致します。



お問い合わせ

NPO 法人若者と家族のライフプランを考える会

Tel&Fax：075-201-8073

携帯： 080-2538-3036

E-mail： mypath@lpw-kyoto.org